

決 算 審 査 特 別 委 員 会

口 頭 指 摘 事 項 (案)

平成27年12月18日

平成26年度決算に係る指摘事項一覧

【口頭指摘】

- 1 防災・危機管理体制の充実・強化について (危機管理局)
- 2 放課後児童クラブ設置促進事業について (福祉保健部)
- 3 動物愛護管理推進事業について (生活環境部)
- 4 農業改良普及指導について (農林水産部)
- 5 電気事業について (企業局)
- 6 工業用水道事業について (企業局・
商工労働部)
- 7 県立病院における未収金対策について (病院局)
- 8 警察活動基盤の充実強化について (警察本部)

決算審査特別委員会 口頭指摘

(平成27年12月18日)

決算審査特別委員会において平成26年度決算を審査した結果、検討又は改善を要する事項をまとめました。そのうち、口頭指摘についての申し渡しを行います。

第1点目は、防災・危機管理体制の充実・強化についてであります。

緊急情報（避難勧告等）を県民に伝えるのは、一義的には市町村の役割であります。

しかし、避難行動要支援者への配慮など、緊急情報は受け手である県民目線で考えるべきであり、出し手である行政側の基準で判断してはなりません。受け手の満足度、理解度がより向上するように努めるべきであると思います。

そのためには、緊急時の対応について、日頃から啓発を行う。緊急情報をより分かりやすくするよう引き続き国に働き掛ける。緊急情報を分かり易く住民に伝える工夫等が必要となります。

そのためにも、市町村と協調しながら、県としても積極的に前面に出ていくべきであります。

第2点目は、放課後児童クラブ設置促進事業についてであります。

平成27年度開始の子ども・子育て支援新制度により、対象が6年生まで拡大されることに伴い、平成26年度は臨時的に、対象年齢を拡大する場合に、放課後児童クラブ整備費補助金の県負担割合を1/3から1/2に嵩上げし、2箇所の利用がありました。

しかし、その後も自治体から「嵩上げ事業」継続の希望があったにもかかわらず、事業を終了しています。

子ども・子育て支援新制度の本格実施はこれからであり、受け入れ学年の拡大による児童数の増加や、一クラブおおむね40名という国基準にもとづく市町村条例によってクラブの分割が促進され、施設整備のニーズが一層広がることが予想されることから、「施設整備費嵩上げ事業」を復活・継続させるべき

であります。

第3点目は、動物愛護管理推進事業について であります。

犬・猫の殺処分のため県内3箇所には炭酸ガス処分機が設置されていますが、現在は麻酔薬注射による処分が行われているため、炭酸ガス処分機は使用する見込みがありません。

このため、使用していない炭酸ガス処分機が広い場所を占拠し、設備の設置場所が有効に利用されていない状況があります。

については、使用していない炭酸ガス処分機の撤去を早急に行い、改正・動物愛護管理法の観点からも、保護施設としての環境整備に有効利用する方策を検討すべきであります。

第4点目は、農業改良普及指導について であります。

農業改良普及指導において、新規就農者の定着のための指導は重点事項となっていますが、近年新規就農者が多く、自営就農は年平均40人以上あり、普及活動のうち新規就農者指導の占める割合が大幅に増えています。

また、中山間地においては、農業・農村を維持するために集落営農等の組織化が急がれ、普及所としてもその育成に力を入れています。集落リーダーの不在などにより、進んでいない集落も多くあります。

一方で、営農指導員が減少した影響などにより、JAの営農指導力が弱まっている状況が見られ、その影響からも農業改良普及員の負担が増えてきています。

このように、農業改良普及員の業務量が増加すると共に、集落営農の組織化や産地づくりには農業者同士をつなぐためのコーディネート力の向上が必要とされるなど、質の向上も求められています。

については、普及所の人的体制が現状のままで良いのか今一度点検し、必要に応じて人員増を図るとともに、普及員のコーディネート力の強化などに取り組む必要があります。あわせて県とJA、市町村との役割分担を今一度整理し、改善を働きかけ、全体としての担い手農業者への指導体制を強化する必要があります。

第5点目は、電気事業について であります。

電気事業においては、既存水力発電所の長寿命化や新エネルギー導入に係る調査・研究を中国電力との協議連携を図りつつ系統連系等に対する課題を克服しながら進める必要があります。

特に、既存水力発電所については、運転開始から概ね50年以上経過した発電所が4カ所あり、安定した発電を行うための大規模な機器の更新とあわせ発電効率の向上による出力増強の検討もすべきであります。

また、水車や発電機などの装置や発電所建屋など施設全体の耐震化を進める必要があります。そのためには、発送電網全体の耐震水準との整合を図りながら、危機管理に対応した取り組みを今後積極的に推進していくべきであります。

第6点目は、工業用水道事業について であります。

日野川工業用水道施設は、供用開始から40年以上経過しており、敷設している国道431号の防災上の機能を鑑みれば、施設の健全度の把握はもとより、地震等の災害対策やリダンダンシーの確保も検討する必要があります。特に地震時において弱点となる管路の継手部の耐震化を進める必要があります。また非常時の供給能力の確保を念頭に入れ米子市水道局との相互協力体制を図るべきであります。

また、境漁港高度衛生処理施設や竹内地区フェリーターミナルなど将来を見据えた新規需要開拓を積極的に進めるべきであります。

なお、平成26年度決算では、経常損失は1億9,404万円、純損失は1億9,135万円と、いずれも赤字となっており、依然として厳しい経営状況が続いています。

知事部局においては、工業用水が地域経済を支える必要不可欠な社会インフラであることから、将来にわたり安定供給に必要な事業が支障なく行われるよう、一般会計からの更なる財政支援も検討すべきであります。

第7点目は、県立病院における未収金対策について であります。

県立病院における未収金対策については、過去にも指摘しており、高額医療費の支払いが困難な者に対する相談受付や未納常態者に対する医療現場と事務局の連携など未収金の発生防止に取り組み、また、既に発生した未収金に対しては様々な回収努力が行われ、平成26年度末時点で両病院とも未収金額が減

少し、成果が見られているところです。

他方で、依然として多額の未収金が残る状況には変わりはありません。

現在の取り組みを進めながらも内容を随時評価し、実情に応じて柔軟に見直し、成果のあった事例やノウハウは両病院で共有する機会を設定するなど、未収金の減少に向けてさらに取り組む必要があります。

第8点目は、警察活動基盤の充実強化についてであります。

県民の安心・安全を守るには、人材、施設の充実が不可欠であります。

警察職員の大量退職、大量採用により、若手警察官の早期戦力化が求められています。そのためには、若い職員に対する管理職の指導力の向上が求められており、継続した取組を望みます。

また、施設整備も急務であり、「自動車運転訓練施設」、「高速道路交通警察隊鳥取分駐隊」については、県警本部で計画しておられる年次計画等に沿って、遅滞なく施設整備に当たるべきと考えます。

なお、施設整備に当たっては、将来を見据え、規模、機能において先進的な整備内容とし、建設後数年で見直すことのないよう検討すべきであります。

以上で口頭指摘の申し渡しを終わります。